

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成17年 9月 第2回訂正分)

さくらインターネット株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年9月30日に近畿財務局長に提出し、平成17年10月1日にその届出の効力が生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成17年9月2日付をもって提出した有価証券届出書及び平成17年9月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し3,500株(引受人の買取引受による売出し2,800株、オーバーアロットメントによる売出し700株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成17年9月29日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成17年9月29日に決定された引受価額(165,600円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格180,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

(欄外注記の訂正)

(注) 5 本募集の発行価格の総額は360,000,000円となります。

6 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「発行価格(円)」の欄: 「未定(注)1」を「180,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄: 「未定(注)1」を「165,600」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄: 「未定(注)3」を「1株につき180,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(160,000円~180,000円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分上回る状況であったこと

② 申告された需要件数が多かったこと

③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、発行価格は、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規公開株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、180,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は165,600円と決定いたしました。

2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(180,000円)と平成17年9月20日に公告した商法上の発行価額(136,000円)及び平成17年9月29日に決定した引受価額(165,600円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき165,600円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格もしくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

7 新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日といたします。

(注) 7の全文削除及び8の番号変更

4 【株式の引受け】

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、平成17年10月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき165,600円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき14,400円)の総額は引受人の手取金となります。

(欄外注記の訂正)

(注) 1 上記引受人と平成17年9月29日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(欄内の数値の訂正)

「払込金額の総額(円)」の欄：「312,800,000」を「331,200,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「302,800,000」を「321,200,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

2 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額321,200千円につきましては、全額設備投資に充当する予定であります。現状における設備投資の計画につきましては「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。平成18年3月以降の設備計画につきましては、詳細は確定しておりませんが東京データセンター新設に伴う設備資金として充当する予定であります。なお、東京データセンターの新設計画が確定するまでは、安全性の高い金融商品で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成17年9月29日に決定された引受価額(165,600円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格180,000円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「476,000,000」を「504,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「476,000,000」を「504,000,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 3 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘察した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

4 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3、4の全文削除及び5、6の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1、(注)2」を「180,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「165,600」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき180,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人である野村証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき14,400円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成17年9月29日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「119,000,000」を「126,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「119,000,000」を「126,000,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村証券株式会社が行う売出しであります。

(注) 4の全文削除

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「180,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき180,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、平成17年9月29日において決定いたしました。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である林多聞から借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、700株を上限として当社株主よりその所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を平成17年10月12日から平成17年11月4日を行使期間として当社株主である林多聞から付与されております。また主幹事会社は、平成17年10月12日から平成17年10月31日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限(以下「上限株数」という。)とし、当社株主である林多聞から借入れる株式の返却を目的として、取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については返却に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。またシンジケートカバー取引期間内においても主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。